



2022年7月21日

各 位

会 社 名 株式会社毎日コムネット  
 代表者名 代表取締役社長 伊藤 守  
 (コード番号：8908 東証スタンダード)  
 問 合 せ 先 専務取締役管理本部長 小野田 博幸  
 電 話 番 号 03-3548-2111

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月26日開催の第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の参考書類等のインターネット開示の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第15条 (参考書類等のインターネット開示)</u>            当社は、株主総会参考書類、計算書類、<u>連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>            (新 設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第15条 (電子提供措置等)</u>            1 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>            2 当社は電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

(新 設)	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更案定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------	---

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年8月26日
定款変更の効力発生日	2022年8月26日

以 上